

第六十号議案

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「百二十七万四千円」を「百二十八万八千円」に、「百十五万円」を「百十六万二千円」に、「百六万二千円」を「百七万三千円」に、「百四万三千円」を「百五万四千円」に、「百二万五千元」を「百三万六千元」に改める。

第七条第一項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に、「十種」を「九種」に改める。

第八条中「若しくは航空賃又は宿泊料」を「航空賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第七条第一項及び第八条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都議会議員の議員報酬の額を改定するほか、費用弁償に係る規定を改める必要がある。